

## 介護保険事業と一部事務組合（続）

昨日はNHK ニュースから、大阪市廃止後の「介護保険事業と一部事務組合」について紹介した。22 日の大阪日日新聞でも、都構想の矛盾「一部事務組合」にと大きく伝えている。

特集記事は私たち 47 人の住民監査請求についても紹介しているが、ここでは写真右の大阪市介護支援専門員連盟の取り組みを取りあげたい。

協定書によると一部事務組合は、4 特別区の事務のうち介護保険事業、情報システムの管理など 151 の事務を 300 人規模の職員で処理する巨大な組織となり、脱退や解散が困難になると懸念する声が上がっている。

介護保険事業に関しては、特別区で行うか一部事務組合で行うか法定協議会で議論された結果、特別区間の介護保険料のばらつきを生じさせないなど、公平性を重視して一部事務組合で実施することになった経緯がある。一方で、各自治体の高齢者施策などと一体的な実施が望まれる介護保険事業では、自由度が制限されるという指摘もある。

9 月 28 日には、大阪市介護支援専門員連盟が松井一郎大阪市長宛てに、介護保険・高齢者施策の情報開示と全住民への説明を求める要望書を提出。「大阪市廃止は介護崩壊につながる」などと訴えた。

同連盟の三浦浩史会長は「“二アイズベター”にならない。4 区に分かれた上に、5 つ目の一部事務組合をつくり、そこが介護保険事業を一括する。今よりさらに遠くなる。特別区の細かいニーズに応じた計画作成は困難」と強調。

松井一郎市長は 10 月 7 日の記者会見で、記者からの「介護事業者の声が届きにくくなるのでは」という質問に対し、「一部事務組合はそれぞれ独立した自治体が連携することで、コストを抑え、サービスを維持していく趣旨で、公的な組織だから、介護保険料、介護サービスについて今と全く同じ状況で仕事が続けられるという意味」と回答。

一方で、同連盟は「4 特別区がそれぞれ異なる事情や意向を持つ場合に、一部事務組合による調整が困難になったり、特定の区の事情がうまく反映されなくなったりするなどが想定され、二アイズベターにならない」ことを懸念している。



(2020 年 10 月 24 日)